

山梨県公報

第千六百六十九号

平成十八年

五月二十九日

月 曜 日

目次

平成十八年度地籍調査事業計画の決定	四一七
家畜伝染病の発生	四一七
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	四一七
道路の区域変更(二件)	四一八
道路の供用開始	四一八
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四一八
公安委員会	
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部改正	四一九
技能検定員等審査の実施	四一九
その他	
落札者等の決定について	四二〇

告示

山梨県告示第二百九十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十八年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年五月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、上野原市、芦川村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村、山中湖村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市富士見一丁目、富士見二丁目、音羽町、千塚一丁目、千塚二丁目、千塚三丁目

目、千塚四丁目、千塚五丁目、湯村一丁目、湯村二丁目、湯村三丁目及び大和町、山梨市牧丘町西保中及び三富川浦、大月市梁川町塩瀬及び梁川町綱ノ上、南アルプス市芦安芦倉及び芦安安通、甲斐市上福沢及び下福沢、上野原市秋山、東八代郡芦川村上芦川、中芦川及び新井原、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町湯島、南巨摩郡身延町上ノ平、梅平、波木井及び西島、南巨摩郡南部町福士、南都留郡道志村川原畑、南都留郡山中湖村山中並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺

三 調査期間
平成十八年五月二十九日から平成十九年三月三十一日まで

山梨県告示第二百九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十八年五月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	五	北杜市須玉町大豆生田	平成十八年五月十七日

山梨県告示第二百九十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十八年五月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

北杜市明野町上手(村之内、桑森、平林南、平林、清水端、高台、上高台、駒飼場、谷井前、岩上、拾貳所、金山、八藤塚及び五反田の区域に限る。)及び小笠原(腰巻、社護地及び深山田の地域に限る。)の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

- 指定期間 平成十八年五月十七日から当分の間
- 四 その他必要な事項
 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
 二 路 線 名 甲府笛吹線
 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字八代町南字浜田二九〇七番の一地先から 笛吹市大字八代町南字浜田二八四四番の一地先まで	一三・八 一七・五	一一・四 一七・五		九三・五

山梨県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
 二 路 線 名 下神内川石和温泉停車場線
 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字春日居町小松字西田一〇四二番の一地先から 笛吹市大字春日居町小松字西田一一二番の一地先まで	一一・〇 一三・〇	八・五 一〇・〇		一九四・一

山梨県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町大字夜子沢字上子ノ神一三四番地先から 南巨摩郡身延町大字夜子沢字下子ノ神二六番の一地先まで	二七五・〇	平成十八年 五月二十九 日

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十八年五月二十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡鳴沢村字大木原二七五の九、二三七五の一〇、二三七八の一、二三七八の三、二三七八の四、二三七八の五、二三七八の八、二三七八の九、二三七八の一〇、

- 二二七八の二一、二二七八の二二、二二八二の一、二二八二の三、二二八二の四、二二八二の五、二二八二の六、二二八二の七及び八五二四の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡鳴沢村二千二百七十八番地 コミヤマエレクトロン株式会社 代表取締役 渡邊明雄

公安委員会

山梨県警察本部長告示第二十四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月二十九日

山梨県警察本部長 篠原 寛

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表駐車監視員資格者講習修了考査の項中「山梨県警察本部交通部交通企画課」を「山梨県警察本部交通部交通指導課」に改める。

附則

この告示は、平成十八年六月一日から施行する。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運

転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十八年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び索引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)並びに大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十八年六月二十九日(木)及び六月三十日(金)
(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十八年五月三十日(火)から平成十八年六月二十二日(木)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- (一) 特定第一種運転免許
一万四千七百五十円
 - (二) 普通自動車免許
二万五百円
 - (三) 大型自動車第二種免許等
二万二千五百円
- 2 教習指導員審査
- (一) 特定第一種運転免許
九千八百五十円
 - (二) 普通自動車免許
一万二千五百円
 - (三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

その他

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年五月二十九日

山梨県立中央病院管理局長

中

川

洋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- 二 山梨県立中央病院病院内業務系システム保守業務 一式
契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局経営企画課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝住電医療情報システムズ株式会社 東京都品川区東品川四丁目十番十三号
- 五 随意契約に係る契約金額
二億千七百七十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第十条第一項第二号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株サンニ子印刷

甲府市北口二丁目六番